【第一種電気工事士】免状の新規交付申請の手数料の支払いについて

第一種電気工事士としての要件を満たしたら、「令和5年度第一種電気工事士免状【新規交付】」申請用の納付書で手数料を支払い後、右端の「納税証明書く納付済証>」を切 り取り、免状交付申請書の裏面に貼り付けて提出ください。 ※住民票に記載の住所地が鳥取県外の方は使用できません。(免状交付の申請先は住所地の県です。) 提出用 本人用の控え 使用できる期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日 (右端) (左側) 納稅証明書 分類区分 ② 領収証書 52 年度 ② 領収済通知書 ② 納付書 【注意】 <納付済証> 加入者名 このラインは切れ 納付書 鳥取県 01480-0-960080 金 ' 号 6,000 円 番 口座番号 込みが入っていな 付 番号 00220000393201000000 番号 収納機関 額 余 6,000円 31000 納付書が「新規免状交付」申請用 番号 付書番号 書番号 いので、ハサミなど 6,000円 所属名 消防防災課 納入期限 令和 で切り取る であるか確認 第一種電気工事士免状 新規交納入者氏名 付 申請者 第一第一 令和 年度 第一種電気工事士免状 新規交付 申請 申請者 1033300000 84014809600800000000600 手数料(4連式) 「属名」消防防災課 所 属 名 消防防災課 920022000039 期限 令和 年 3月31日 納入期限 令和 年 3月31日 令和 年度 00 A 令和 年度 第一種電気工事士 免状 新規交付 申請手数料(※鳥取県提出用です。 ※再発行はできませんので紛失しないよう 第一種電気 納入者氏名 4連式) 大切に保管してください。 4連式) 100500000 金融機関の窓口・ 和 年度 要 令和,年度 令和 年度 個別システム区分 00 **(2**) コンビニエンスストアのレジに 領収日付印 領収日付印 Bり納付します 領収印がある 納付書を出して支払い s 収 ことを確認 230331-0-006000 ※本票は、直接機械処理しますので 納付書での手数料支払と申請の方法 [不要 (納付者保管 納付者保管 ①納付書が「令和5年度第一種電気工事士免状【新規交付】」申請用であることを確認し、納付書の裏面に記載の金融機関の窓口・コンビ ニエンスストアのレジに納付書を提示し、手数料をお支払いください。 ②受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることをご確認ください。 右端の「納税証明書 (領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印のないものは申請用に使用できません。) ③右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って免状交付申請書の裏面に貼り付け、鳥取県電気工事業工業組合にご提出く <納付済証>」を ださい。 切り取って申請書の ■誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。 ■申請書様式は県HP(https://www.pref.tottori.lg.ip/dd.aspx?menuid=70167)からダウンロードするか裏面記載場所からご入手ください。 裏面に貼り付け

※令和6年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

納付書を入手する方法

納付書は下記の設置場所で入手ください。(次の場合で新しい納付書が必要なときも同様)

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※遠方にお住まいなどのご事情により<u>県からの郵送を希望する場合</u> 県ホームページ「電気工事士免状の交付等の申請」から<u>「納付書送付依頼書」をダウンロードして所定事項を記入し、県消防防災課に</u> ファクシミリ・メール送信ください。【問合せ先】鳥取県消防防災課 電話0857-26-7063

入手先		所在地	電話番号
1	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>鳥取支部</u>	鳥取市田島648 タナカビル1F	(0857) 26-1569
2	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>倉吉支部</u>	倉吉市駄経寺町2丁目60-4	(0858) 23-1436
3	<u>鳥取県電気工事業工業組合</u> <u>米子支部</u>	米子市旗ヶ崎2120	(0859) 22-7014
4	<u>鳥取県消防防災課</u> 保安担当	鳥取市東町1丁目271	(0857) 26-7063